

兵庫県臓器移植推進協議会会則

(2019年4月28日改訂)

第1章 総則（名称）

第1条 本会は、「兵庫県臓器移植推進協議会」とする。

（事務所）

第2条 本会は、事務所を兵庫県神戸市中央区北長狭通5丁目1-21 福建会館6F NPO 法人兵庫県腎友会内に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本会は、県下における臓器移植の普及啓発及び推進を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 臓器移植推進体制の確立
- (2) 県民に対する移植医療の広報及び臓器移植の普及啓発
- (3) 関係諸機関との連帯強化
- (4) その他、前条の目的を達成するための諸事業

第3章 会員（種別）

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

本会の目的に賛同して入会し、本会の活動を推進する個人

(2) 賛助会員

本会の目的に賛同して入会し、本会の活動に協力する個人及び団体

（入会）

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書を提出しなければならない。

（会費）

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（退会）

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

第4章 役員

（種別及び定数）

第10条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事 20名以内
- (5) 会計 1名
- (7) 監事 2名

（選任）

第11条 役員は、総会において選任する。

（職務）

第12条 会長は、本会を代表し、その業務を総括する。

- 2.副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は、会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3.事務局長は、運営委員会の議決した方針に基づき、本会の業務を処理する。
- 4.会長、副会長、事務局長、幹事、会計、及び、監事は、運営委員会を構成し、この会則の定め、及び、運営委員会の議決に基づき、本会の業務を執行する。
- 5.会計は、本会の資産、及び、会計帳簿を管理し、会計規則に則り日常の会計業務を行う。
- 6.監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 会長、副会長、事務局長、会計、及び、幹事の業務執行の状況を監査する。
 - (2) 本会の財産の状況を監査する。
- 7.会長は必要に応じ相談役 1 名を任命することができる。
- 8.役員に準じる者(非役員)として、必要に応じ次の職を設けることができる。
- (1) アドバイザー 数名
 - (2) 顧問 数名
 - (3) アドバイザーは会長の要請により、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(任期)

第13条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

第5章 総会

(種別)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第15条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第16条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画、及び、収支予算、並びに、その変更
- (3) 事業報告、及び、収支決算
- (4) 役員を選任、又は、解任、職務及び報酬
- (5) 会費の額

(開催)

第17条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第19条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第20条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第21条 総会における議決事項は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第22条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2.やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、議長又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3.前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

第6章 運営委員会

(構成)

第23条 運営委員会は、会長、副会長、事務局長、幹事、会計、及び、監事をもって構成する。

(権能)

第24条 運営委員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事務局の組織、及び、運営に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第25条 運営委員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 委員会の構成員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第26条 運営委員会は、会長が招集する。

(議長)

第27条 運営委員会の議長は、会長もしくは会長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第28条 運営委員会における議決事項は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第29条 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない構成員は、書面をもって議長に委任することができる。

(2) 前項の規定により表決した構成員は、運営委員会に出席したものとみなす。

(企画委員会)

第30条 本会の事業の円滑な運営、及び、事業内容の充実をはかるため、幹事若干名からなる企画委員会を運営委員会の下に設ける。

(2) 本委員会は適宜、開催し、総会・運営委員会への提案事項、及び、各事業計画並びに実施のための検討を行い、運営委員会をサポートする。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 助成金収入
- (4) その他の収入

(事業報告及び決算)

第32条 本会の事業報告書、収支計算書、財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(2) 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(2) 本会の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

① 正会員	年額	2,000円
② 賛助会員(個人)	年額	1,000円
③ 賛助会員(団体)	年額	10,000円